

別記2

I 新たな農業部門又は加工の事業の経営の開始については、既存の経営を総合的に勘案し、貸付けを行うことにより、農業者等の所得の向上や経営の効率化、安定化等が図られる見込みがあることを要することに留意するものとする。

II 農畜産物又はその加工品の新たな生産方式の導入については、以下に留意するものとする。

1 生産方式の改善は、単一の技術導入ばかりでなく、能率的な技術又は合理的に組み合わせられた一連の技術によって行われることにも配慮すること。

この場合の「技術の合理的な組合せ」の判断に当たっては、本資金により導入する施設、機械等だけでなく、当該農業者等が既に所有している施設、機械等も含め、これらの施設、機械等による技術の組合せを総合的に判断しなければならない。

2 導入する技術・生産方式については以下に例示しているが、この他の技術・生産方式の導入についても、地域の実状をしん酌しつつ農業者等個々の農業経営の改善内容に応じて適切に判断するものとする。

(バイテク)

○ 有害なウイルスに汚染されていない野菜又は花きの苗を生産し、又は増殖するための技術を導入する場合

(生産環境改善)

○ 農業生産に伴う生産環境の悪化を防止するための技術を導入する場合

(生産組織)

○ 農業者の組織する団体又はその構成員が当該団体において決定されたその構成員との間における取決めに従いその農業の生産行程を遂行する場合において、当該団体が、当該生産行程の主要な部分についての相互に密接な関連を有する一連の能率的な技術を導入する場合

(水田農業)

○ 水田において行う農業の生産行程の規模を拡大し、かつ、その農業の生産行程の総合的な改善を行う場合において、当該拡大後の規模における生産行程の主要な部分についての相互に密接な関連を有する一連の能率的な技術を導入する場合

○ 水田における稲の直播若しくは移植から収穫までの一連の作業の省力化を行い、かつ、その農業の生産行程の総合的な改善を行う場合において、その農業の生産行程の主要な部分についての相互に密接な関連を有する一連の能率的な技術を導入する場合

○ 農業者の組織する団体において決定された取決めに従い水田における稲及び稲以外の作物の組合せ並びに栽培管理方法の改善を行う場合において、その生産行程の主要な部分についての相互に密接な関連を有する稲以外に係る一連の能率的な技術を導入する場合

○ 水田において栽培する作物を稲（飼料の用に供するものを除く。）以外のものに転換することによりその農業の生産行程の総合的な改善を行う場合において、その生産行程の主要な部分についての相互に密接な関連を有する稲以外に係る一連の能率的な技術を導入する場合

（環境保全型農業）

○ 化学的に合成された農薬、肥料及び土壌改良資材を原則として使用しない農業又はその地域において通常行われる有害動植物の防除若しくは施肥と比較して化学的に合成された農薬若しくは肥料の使用を減少させる農業を導入し、かつ、その農業の生産行程の総合的な改善を行う生産方式を導入する場合

（畑 作）

○ 畑地における作物の種類の種類及び栽培管理方法の改善によりその作付体系を合理化し、かつ、その農業の生産行程の総合的な改善を行う生産方式を導入する場合

○ 畑地における作物に係る収穫物の品質の改善を図る生産方式を導入する場合

○ 畑地における作物のは種又は植付けから収穫まで（茶にあっては、整枝から収穫まで）の一連の作業の省力化を行う生産方式を導入する場合

（果 樹）

○ 栽培する果樹の品種の転換、ウイルスフリー樹、ボックス栽培、高畝栽培若しくはマルチ栽培への転換又は前進出荷品質向上施設の導入により、果実の品質の改善を図る生産方式を導入する場合

○ 果樹の栽培から果実の収穫までの一連の作業の省力化を促進する生産方式を導入する場合

○ 改植又は規模拡大を伴う新植により栽培する果樹以外の種類の果樹を導入し、かつ、その農業の生産行程の総合的な改善を行う生産方式を導入する場合

(野菜)

- 気象上の原因により野菜の生育が阻害されることを防止する生産方式を導入する場合
- 野菜の生育条件を総合的に調節し及び管理する生産方式を導入する場合
- 野菜のは種又は植付けから収穫又は調製までの一連の作業の省力化を行う生産方式を導入する場合

(花き)

- 気象上の原因により花きの生育が阻害されることを防止する生産方式を導入する場合
- 花きの生育条件を総合的に調節及び管理する生産方式を導入する場合
- 花きのは種又は植付けから収穫又は調製までの一連の作業の省力化を行う生産方式を導入する場合

(畜産)

- 飼料の自給度の向上、乳牛の飼養管理方法の改善、肉用牛の飼養規模の拡大若しくは飼養管理方法の改善、豚の飼養管理方法の改善又は鶏の飼養管理方法の改善により、酪農、肉用牛生産、養豚又は養鶏の生産行程の総合的な改善を行う生産方式を導入する場合

(地域農業技術及び加工技術)

- 地域の自然的条件及び農業事情からみて農業経営の改善を促進するために特に普及を図る必要があると認められる能率的な農業の技術や付加価値を高める農畜産物の加工の技術であって、都道府県が定める基準又は普及すべき技術モデル等に適合する場合

Ⅲ 農畜産物又はその加工品の新たな販売方式の導入については、直売方式のほか、インターネットを活用した販売方式、さらに、食の情報発信、農作業や農畜産物の加工体験を通して消費者との交流を併せ行う販売方式等があるので、農業者の新しい発想をいかした取組が促進されるよう留意するものとする。

別記 3

持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律施行令の「農林水産大臣が定める基準」は、次のとおりとする。

1 貸付けの対象となる農業者

貸付けの対象となる農業者は、持続性の高い農業生産方式の導入について意欲と能力を有する者であって、当該地域の中核的な農業者であるか、又はそのような者となることが見込まれる者とする。

2 持続性の高い農業生産方式の導入

持続性の高い農業生産方式の導入は、環境と調和のとれた農業生産の確保を目的とし、次に掲げる事項に該当するものでなければならない。

(1) ほ場及び作物に対して化学的に合成された農薬、肥料及び土壌改良資材を原則として使用しない農業又は化学的に合成された農薬の使用回数（土壌消毒剤、除草剤等を含めた散布回数の合計をいう。）若しくは化学的に合成された肥料の使用量が当該地域の同作期において慣行的に行われている農業の使用回数若しくは使用量に比べ減少させる農業であること。

(2) 持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律施行規則第1条各号に定める技術を用いるものであり、かつ、当該技術による化学的に合成された農薬又は肥料の使用を減少させる効果を十分発揮させるものであること。

3 貸付けの対象となる施設、機械及び資材

貸付けの対象となる施設、機械及び資材は、持続性の高い農業生産方式の導入に必要なものであって、農業の生産行程の総合的な改善を行う生産方式を導入するために必要なものに限るものとする。

4 生産方式の内容

導入を図る生産方式は、次に掲げる事項に該当するものとする。

(1) 生産方式の改善を図るため、作目、技術、生産要素を該当農業者の経営改善にとって最も効果的となるように組み合わせたものであること。

(2) 生産方式の改善は、能率的な技術又は合理的に組み合わせた一連の技術によって行われるものであること。

この場合の「技術の合理的な組み合わせ」の判断に当たっては、資金により導入する施設、機械等だけでなく、当該農業者が既に保有している施設、機械等も含め、これらの施設、機械等による技術の組み合わせを総合的に判断しなければならない。

(3) 当該地域における農作物の生産方式の改善を著しく寄与するものであって、当該地域への普及が期待できるものであること。